

令和 5 年度 一級/二級/木造建築士定期講習(会場受講)

平成 20 年 11 月 28 日に施行された建築士法の規定により、建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、3 年毎に国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う、一級建築士定期講習、二級建築士定期講習又は木造建築士定期講習(以下「建築士定期講習」という)を受けることが義務付けられています。

なお、施行日以降に建築士試験に合格した方で建築士事務所に所属した建築士の方は、その合格日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して 3 年以内に建築士定期講習を受講すればよいこととなります。

建築士事務所に所属する建築士(管理建築士を含む。)のうち、次に該当する方は、令和 5 年度中に建築士定期講習を修了することが必要です。

- ・ **令和 2 年度(令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日)に建築士定期講習を修了した方**
- ・ **建築士定期講習を初めて受講される方**

■講習日・講習会場

講習日	講習会場	受付期間	定員	会場コード
7月 6日(木)	和歌山県自治会館 (和歌山市)	4 月 24 日(月)～6 月 22 日(木)	120	5F-01
7月14日(金)	紀南文化会館 (田辺市)	4 月 24 日(月)～6 月 30 日(金)	80	5F-02
3月	(和歌山市)	詳細未定		

■受講申し込み方法

前回講習の受講状況	申込書入手方法
R2 年度に建築技術教育普及センター(以下センター)の講習を受講された方	センターの講習会を受講された方にはセンターから必要事項が記載された申込書(プレ印刷版)が3月末ごろ送付されています。(未着・紛失等の場合はセンターから再送付を受けてください。)
R2 年度にセンター以外の講習機関を受講された方	建築技術教育普及センターのサイト(jaeic.or.jp トップページ→建築士の講習→定期講習→一級・二級・木造建築士の定期講習→令和 5 年度「建築士定期講習」実施情報)からダウンロードしてください。
初めて受講される方	

受講申込みの受付

郵送受付の場合 簡易書留郵便で受付窓口へ送付下さい。

※宛先記載、84 円切手貼付した受講票返信用封筒を同封して下さい。

書類審査後に受講票が郵送されます。

窓口受付の場合 受付窓口へご提出ください。

受付窓口:(一社)和歌山県建築士会 〒640-8045 和歌山市ト半町 38

和歌山県建築士会の受付時間は平日(月曜から金曜)の 9 時～17 時です。

講習テキストは講習会当日に会場で配布します。

建築士会 CPD 6 単位

■受講手数料 12,980円(消費税、テキスト代を含む) ※受付窓口では、お支払いできません。

■修了者の発表 講習会開催日の翌月末を予定

■問い合わせ先 一般社団法人 和歌山県建築士会 TEL 073(423)2562

公益財団法人 建築技術教育普及センター TEL 050(3033)3823



和歌山県建築士定期講習受講申込受付会場並びに講習日及び講習会場案内等

1. 受講申込受付場所

受付場所 和歌山県建築士会館 1階
(一社)和歌山県建築士会 事務局
〒640-8045 和歌山市卜半町38番地



2. 講習日及び講習会場案内等

(1) 講習日及び講習会場

会場コード	講 習 日	講習会場名	会場住所	定 員
５Ｆ－０１	７月６日（木）	和歌山県自治会館	和歌山市茶屋ノ丁2-1	120
５Ｆ－０２	７月１４日（金）	紀南文化会館	田辺市新屋敷町１	80

(2) 講習会場案内図

会場名：和歌山県自治会館 ・お車では 阪和自動車道と和歌山ICより約20分 ・バスでは JR和歌山駅より約10分 ② ●の緑丸 南海和歌山駅より約10分 ③ ●の緑丸 「真砂町」バス停徒歩約3分	会場名：紀南文化会館
---	--------------------------

(3) 講習の時間割

項目		時間	内 容	
受付開始		９：００～ ９：２０	・ 講習会場への入場及びテキストの配布等	
受講説明		９：２０～ ９：３０	・ 講習概要の説明、注意事項の説明	
講 義		９：３０～１１：５５	・ 建築物の建築に関する法令に関する科目	途中休憩10分
休 憩		１１：５５～１２：４５		
講 義		１２：４５～１５：３５	・ 建築物の建築に関する法令に関する科目 ・ 設計及び工事監理に関する科目	途中休憩10分
修了 考査	一 級 建築士	１５：５０～１６：５０	・ 建築物の建築に関する法令に関する科目 ・ 設計及び工事監理に関する科目	４０問 正誤方式
	二 級 建築士		・ 建築物の建築に関する法令に関する科目 ・ 建築物（法３条に規定する建築物を除く。）の設計及び工事監理に関する科目	３５問 正誤方式
	木 造 建築士		・ 木造建築物の建築に関する法令に関する科目 ・ 建築物（法３条及び３条の２に規定する建築物を除く）の設計及び工事監理に関する科目	３０問 正誤方式